



あいさつ・はげまし・ふれあい
やさしさあふれる三愛のまち

白糠町いじめ対策指針

～いじめをしない・させない・みのがさない～



平成 26 年 2 月 策定

平成 30 年 3 月 改定

白糠町教育委員会

いじめ対策指針

平成 26 年 2 月策定

平成 30 年 3 月改定

1 基本姿勢

白糠町では、いじめは絶対に しない
白糠町では、いじめは絶対に させない
白糠町では、いじめは絶対に みのがさない

2 いじめの定義

平成 25 年 6 月 28 日に、いじめ防止対策推進法が公布されました。そして、この法律によって、いじめの定義が以下のように明確にされました。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。

- ※「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒を指します。
- ※「一定の人間関係のある者」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。
- ※「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」や「悪口（陰口）を言う」など直接的にかかわるものではなくとも、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- ※「物理的な影響を与える行為」とは、心身への攻撃のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたりすることなどを意味します。
- ※インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ※「けんか等」は除きます。

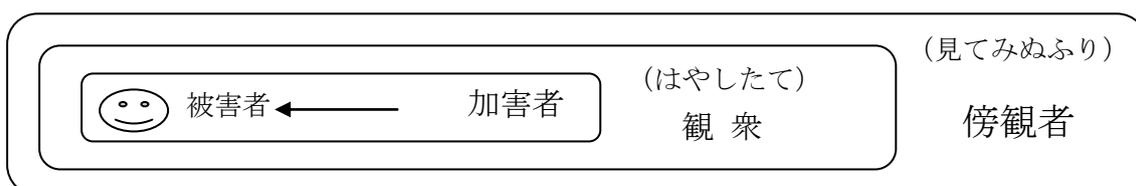
【補足】

この定義は、いじめ防止対策推進法を踏まえたものですが、現状のいじめの実態は極めて巧妙で、複雑で、見えにくいものとなっています。

加害者と被害者が入れ替わるケース。傍観者でいることが許されず、いじめる側に荷担するケース。友だち同士のけんかやからかいがエスカレートしていじめに発展するケース。大人に対してよい子を演じている児童生徒が、陰で隠れていじめをしているケース。また様々な理由で対人関係を築くことが苦手、あるいは衝動性が強い児童生徒の関係するトラブル。ネット上での誹謗中傷など、その様態は様々です。したがって、先入観にとらわれることなく、児童生徒の心配な状況を察知したときは、この定義がそのまま該当しない場合であっても放置することなく、この指針等に基づいて速やかに親身になって指導を行うことが重要です。

(いじめ防止対策推進法、平成 23 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」より)

<いじめの構造>



3 いじめに対する基本認識

いじめについては、「どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうる」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持って指導します

- ・ どんな些細なものであっても、被害者の立場に立って対応します
- ・ いじめは、理由のいかんを問わず絶対に許されるものではありません
- ・ いじめを「はやし立てる（観衆）行為」や、「見て見ぬふりをする（傍観者）行為」も、いじめに荷担していると認識します
- ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断します

②いじめられている児童生徒の立場に立ち、親身になって指導します

- ・いじめられている児童生徒の痛みや苦しみを共感することから始めます
- ・いじめの原因がいじめられている児童生徒にあるという認識は持ちません
- ・児童生徒はもとより、当該の保護者も苦しんでいることを理解します
- ・素早い対応で、その子の苦しみを長引かせないようにします

③いじめの問題は、教師の人権感覚や児童生徒観、指導の在り方が問われます

- ・日頃から人権意識を高め、言葉遣いや態度も児童生徒の模範となるようにします
- ・児童生徒の言動に敏感であり、ちょっとした変化にも気付けるようにします
- ・いじめは絶対に許さないという態度を、児童生徒にはっきり示します
- ・いじめ問題や人権に関する研修に積極的に参加します

④いじめの問題は、家庭教育が重要です

- ・子育ての中心は家庭であり、学校との連携を十分にとります
- ・各家庭では、いじめ防止のための話し合いを日常的に行います
- ・参観日、茶話会等を通じて、児童生徒の情報を学校や他の保護者と共有します
- ・教育委員会や学校の相談窓口を利用し、いつでも速やかに情報提供を行います

⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組みます

- ・関係機関との連携を深め、地域全体で児童生徒を見守る体制を築きます
- ・保護者・学校だけでなく、地域住民からの声にも耳を傾け、児童生徒のサインを見逃しません
- ・大人が毅然とした態度で児童生徒に接し、しっかり叱れる大人社会を目指します
- ・全町民が、「三愛運動」の理念を日常化し、積極的に児童生徒にかかわります

4 いじめの未然防止

①学校及び教育委員会では、思いやりの心を醸成するために、児童生徒の発達段階に応じた一貫性のある教育活動を推進します。

- ・学校では、国の「いじめ防止対策推進法」や道の「北海道いじめ防止基本方針」や白糠町の「いじめ対策指針」を踏まえ、学校いじめ防止基本方針を策定します
- ・学校では、白糠町が進める「三愛運動」の理念を基本とし、「特別の教科 道徳」を核としながら、全教育活動の中で人権意識や思いやりの心を育みます
- ・教育委員会では、いじめを許さないという日常的な雰囲気づくりが、家庭・学校・

地域全体に浸透するように努めます

- ・学校及び教育委員会は、いつでも児童生徒及び保護者等からの相談に対応できる体制を構築します
- ・学校は、児童生徒会の活動にいじめ防止に関する主体的な活動を位置づけます

②学校は、児童生徒の良好な人間関係づくりに取り組みます。

- ・定期的なアンケート調査や個人面談等を利用し、児童生徒の訴えを把握します
- ・全教職員が児童生徒の人間関係に敏感に対応します
- ・児童生徒が安心して相談できる環境づくりに努めます
- ・児童生徒だけでなく、保護者も互いに顔の見える関係を構築する場を設けます

③家庭は、学校と協力して家庭教育の充実を図ります。

- ・家庭では、思いやりの心やいたわりの心を育みます
- ・家庭の中でもいじめを許さない意識を高めます
- ・家庭は、児童生徒の些細な変化（情報）についても、常に学校や関係機関への連絡を欠かしません
- ・家庭と学校が同一歩調を取り、様々ないじめ防止へ向けた取り組みを進めます

④地域社会は、公民館や地域組織と連携し児童生徒の社会性の向上と地域の一員としての自覚を促します。

- ・学校は、児童生徒の様子が分かるよう、日頃から地域に情報を提供します
- ・地域行事や教育委員会等が企画する事業に、児童生徒が積極的に参加するよう促します
- ・開かれた学校づくりのため、保護者のみならず広く地域住民を学校へ迎え入れます
- ・教育委員会や学校は、地域からの声が届きやすくするための窓口を設置します

5 いじめの早期発見・早期対応

教育委員会は学校に、常に的確な情報収集に努めさせ、連携していじめの相談体制整備と周知を図ります。さらに、保護者、地域と連携し、日頃から児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにします。

①教育委員会は、常に的確な情報収集に努めます。

②教育委員会と学校は、いじめの相談体制整備と周知を図ります。

③教育委員会は、保護者、地域と連携し、日頃から児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにします。

(1) いじめの早期発見に向けて

①教育委員会の取組

- ・児童生徒や保護者、教職員等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備します
- ・いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施します
- ・スクールカウンセラーの活動状況を児童生徒や保護者等に周知するなど、活用を促進するように努めます

②学校の取組

- ・学校いじめ防止基本方針を策定し、学校いじめ対策組織を整備します
- ・アンケート調査や個人面談等を実施し、児童生徒が安心して相談できるような体制を整備します
- ・教職員は、児童生徒の人間関係を注視し、トラブル発生をいち早く察知します

(2) いじめが発生した場合の対応

- ①いじめを発見し、または相談を受けた場合は速やかに、学校いじめ対策組織に報告・記録し、学校の組織的な対応につなげます
- ②学校は、教育委員会と緊密に連携をとりながら、全校をあげて対応します
- ③外部機関との連携により、早期の問題解決を図ります
- ④白糠町立小中学校・義務教育学校のいじめ問題への対応手順を明確にするため、次の視点を重視します

(ア) いじめられている児童生徒に対して

- ・いじめられていると訴える児童生徒を必ず守り、被害を受けた児童生徒の安全を確保します
- ・安易に問題が解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも教育委員会や学校教職員と相談できる関係づくりに取り組みます
- ・教職員、スクールカウンセラーなどが協力して、被害を受けた児童生徒の心のケアを行います

(イ) いじめている児童生徒に対して

- ・いじめを許さないという態度を示します
- ・いじめの動機や背景等について、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努

めます

- ・児童生徒の抱える課題によっては、相談機関、医療機関と連携した指導を行います
- ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせて、他人の痛みを理解できるよう継続的な指導を行います

(ウ) **周囲の児童生徒に対して**

- ・はやしたてたり、傍観したりする児童生徒に対しても、いじめと同様許されない行為であることを指導します
- ・はやしたてる児童生徒に対しては、いじめと同等の行為であると気付かせるとともに、相手の立場になって考え、行動することの大切さを伝えます
- ・傍観者である児童生徒に対しては、いじめへの負担と同じであることに気付かせるとともに、児童生徒が主体的にいじめ対策に取り組む機会を作ります
- ・普段から相手を思いやり、仲間意識を高める活動を推進します

(3) その後の対応

- ①いじめが解決したと認識しても、当該児童生徒はもとより、周囲の児童生徒に対しても、一層の注意を払って様子を見守るようにします
- ②学校・家庭が連携を図りながら、事案についての記録を整理しておきます

6 関係機関との連携

(1) 重大事態への対応手順

- ①青少年育成センターを中心に、福祉課、教育委員会管理課・社会教育課、警察等、児童生徒にかかわる機関の関係者を招集し、重大事態の調査組織を設置します
- ②調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施します
- ③いじめを受けた児童生徒及び、保護者に対して情報を適切に提供します
- ④調査結果を学校の設置者（教育委員会・町）に報告します
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置と今後の対応について協議します
- ⑥警察等関係機関への連絡と連携を図ります

7 その他

- (1) 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめに対し、情報モラル教育を

推進するとともに、ネットパトロールの実施など関係機関と連携を図りながら、早期発見・早期対応を心がけます

- (2) 各学校は、学校だより・学校ホームページ等を通じて、児童生徒や保護者、地域社会に「いじめ防止」への啓発活動を積極的に実施し、それぞれの学校の「いじめ防止基本方針」を周知します
- (3) 全ての町民は、いじめを見たり聞いたりした場合には、躊躇なく学校や教育委員会等、関係機関に連絡します
- (4) 全ての町民が、白糠町におけるいじめ根絶のための活動に、積極的に参加します
- (5) 町全体として、常に学校・家庭・地域・教育委員会が連携をとり合い、互いの信頼関係の中で双方向の情報交流を行います
- (6) 白糠町は、国の「いじめ防止対策推進法」や道の「北海道いじめ防止基本方針」に沿って、これからもいじめ根絶に向け、あらゆる施策を全力で取り組みます